

# 胡屋・中央地区交通拠点におけるにぎわい創出社会実験業務 概要仕様書

本概要仕様書は、胡屋・中央地区交通拠点におけるにぎわい創出社会実験業務の内容及び履行方法の概要等を示すものである。なお、本業務の仕様書については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された提案内容をもとに、委託候補者と協議のうえ決定するものとする。

## 1. 目的

現在、本市では、国道 330 号沿道の胡屋・中央地区において、バスタプロジェクトによる交通結節点の整備に向けて、本地区を中心とした回遊性の高いまちづくりに取り組んでおり、当該地区に隣接する中央パークアベニュー（市道センター11号線）においては、相互通行化が予定されている。

周辺には、沖縄アリーナをはじめとする集客施設があるが、公共交通による本地区との結節が悪く、まちなかの回遊性向上や商店街への誘客が課題とされている。

そこで、本業務では、試験的に胡屋・中央地区に「仮想バスタ」を想定し、隣接する中央パークアベニュー等におけるイベントなどにより、にぎわい創出、回遊性向上、道路空間の有効活用など図るとともに、沖縄アリーナと本地区をシャトルバス等で結び、さらに本地区から那覇方面へ基幹的なバス（夜間バス）を運行することで、中心市街地への誘客及び公共交通の利用促進を図る。

## 2. 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

## 3. 概要

### (1) イベント開催

- ① イベント名：(仮称) 胡屋・中央地区交通拠点におけるにぎわい創出イベント
- ② 開催日時：令和6年11月・12月のうち2日程度
- ③ 開催場所：中央パークアベニュー（市道センター中央通り線）

### (2) バスの運行

#### ① 夜間バス

- ア) 運行ルート：胡屋バス停から古島駅前バス停（沖縄自動車道 沖縄南 IC-西原 IC 経由）
- イ) 運行日：別紙1参照
- ウ) 運行時刻：22時30分、23時00分 計2便

#### ② シャトルバス（胡屋行バス）

- ア) 運行ルート：沖縄アリーナから胡屋バス停
- イ) 運行日：別紙1参照
- ウ) 運行回数：沖縄アリーナイベント終了後 5便程度

## 4.業務項目

- (1) 企画全般に関する業務
- (2) 運営全般に関する業務
- (3) 交通規制に関する業務
- (4) バス運行に伴う料金徴収業務
- (5) 業務実施報告

## 5.業務内容

### (1) 企画全般に関する業務

#### ①イベント企画書の作成

パークアベニュー沿道店舗や沖縄アリーナで開催されるイベントと連携を図り、道路空間を活用したイベント実施案を基本とし、沖縄市ならではの魅力あふれるイベント内容を具体的に計画すること。

※イベントの詳細内容等にあたっては、事前に受注者と調整した上で決定すること。

### (2) 運営全般に関する業務

#### ①イベント開催

ア) 会場図及び会場設営計画を含めた運営計画の作成

イ) 人員配置計画の作成

ウ) 出演者及び出店者等手配・管理計画の作成

エ) ポスターの配布、イベント看板の設置

オ) イベントの実施・運営

※収集・分別後のゴミの処分や警備計画については、本業務に含まないものとする。

#### ②バスの運行

ア) 乗降場所の位置を含めた運行計画の作成

イ) バス乗降場への人員配置計画の作成

ウ) バス運行の実施・運営(バス利用事前登録の確認等含む)

### (3) 交通規制に関する業務

イベント開催に伴う交通規制の開始及び解除に係る業務は本委託業務において実施すること。

※交通規制実施の事前調整、通行止め等の看板製作については、発注者が別途行うものとし、受注者は業務の範囲内において協力すること。

### (4) 業務実施報告

①業務実施内容を写真等で記録し、業務実施報告書とともに実行委員会に提出すること。

③業務実施報告書には、実施内容、経費内訳、評価、課題考察、イベント来場者数等を記載し、A4版で提出すること。

- ④電子ファイルを本市が指定する形式で、CD-RまたはDVD-Rに記録して提出すること。
- ⑤その他、発注者が求める関係資料を提出すること。

## 6.受注者の責務

- (1) 業務の履行にあたって不測の事態などが発生した場合、発注者・受注者協議の上、受注者の責任において代替措置を講じること。
- (2) 万一、事故などが発生した場合は速やかに対応し、発注者に報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において行うこと。
- (4) 業務上知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 業務にかかる経費を適正に支出していることを明らかにする帳簿及び領収書等の根拠書類を整理し、事業を実施した翌年度から5年間保管すること。

## 7.その他

- (1) 本業務の実施について、社会通念上実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受注者は、当該項目について疑義があるときは発注者と協議することができる。
- (2) 企画及び運営等の実施内容については、発注者と協議して確定する。
- (3) 本仕様書について定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。
- (4) 災害、感染症等の不測の事態により、発注者が事業中止の決定をした場合は、その指示に従うこと。その場合、事業中止の決定日までに実施した業務について報告を行い、検査に合格した場合は、事業中止の決定日までに発生した経費を請求することができる。